

平成23年4月25日
消 防 庁「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の
導入・普及のあり方に関する報告書」の公表

消防庁では、高齢者の増加や障がい者の社会参加の進展等を踏まえた公共施設などでの火災警報設備等のあり方を検討するため、平成22年度に「聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会」を開催してきましたが、このたび標記の報告書が取りまとめられましたので、公表します。

同報告書では、公共施設などで聴覚障がい者向けにフラッシュライトによる火災警報装置（「光警報装置」と略称）を優先的に整備することが適当であると提言しています。その理由は以下のとおりです。

- 1 欧米をはじめとする諸外国では「光警報装置」の導入が義務付けられていること
- 2 「駅・空港等」「ホテル」「病院」等における高いニーズがあること
- 3 先行事例もあり、既に技術開発が進んでいる「光警報装置」であれば導入が図りやすいこと

なお、円滑・効果的な普及に向け、当面、聴覚障がい者のニーズが高い建物のうち一定規模以上のものを中心に法令で基準を設けていくこととしています（報告書の概要は別添のとおり）。

基準整備の具体的な内容については、今後、「予防行政のあり方に関する検討会」において、事業所側の代表者を交えながらさらに検討を進めることとしています。

[添付資料]

- 「ユニバーサルデザインを踏まえた火災警報設備等の導入・普及のあり方に関する報告書」の概要
 - 聴覚障がい者に対応した火災警報設備等のあり方に関する検討会委員名簿
- ※ 報告書全文は消防庁ホームページ (<http://www.fdma.go.jp/>) に掲載します。



(連絡先)

消防庁予防課 守谷、岡澤
Tel 03 - 5253 - 7523
Fax 03 - 5253 - 7533